

会議名	平成 29 年第 2 回国民健康保険運営協議会 会議結果(概要)
開催日時	平成29年10月10日(火) 午後7時30分～午後8時50分
開催場所	愛知川庁舎 第1委員会室
出席者	被保険者代表 石沼林三郎委員、中野芙奈美委員 保険医・薬剤師代表 中村公久委員、森野尚子委員、上林俊明委員 公益代表 小杉格委員、楠神征子委員、宇野久七郎委員
欠席者	被保険者代表 國領靖浩委員
事務局	住民福祉部部長 岡部得晴 住民課課長 廣瀬猛、参事 北川君子、係長 小泉周子 主査 久保川美晴、主事 北村弘樹 税務課課長 北村章夫、係長 成清かおり、主査 伊藤圭佑 健康推進課課長 橋爪聖子、保健師 小林統子、保健師 澤村歩美
傍聴者	0人
議 題	第1期愛荘町データヘルス計画評価および第2期愛荘町データヘルス計画策定について 滋賀県国民健康保険運営方針について
審議内容	別紙のとおり
問い合わせ先	住民課 担当 小泉 連絡先 0749-42-7692

(開会)

1) 会長あいさつ

みなさんこんばんは。お集まりいただきありがとうございます。本日第2回目です。第1期愛荘町データヘルス計画評価および第2期愛荘町データヘルス計画策定についてと平成30年度からの平成36年度保険料が県下統一になりますが、滋賀県国民健康保険運営方針をご協議願います。十分にご審議いただき忌憚のない意見を願います。どうぞよろしく願います。

2) 町長あいさつ

みなさんこんばんは。平成29度第2回目の国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ委員のみなさんには夜分おつかれのところまたご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。開会にあたりまして一言ごあいさつさせていただきます。

日ごろは町行政諸般にわたりまして、とりわけ愛荘町国民健康保険運営事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県におきましては平成30年度の都道府県化に向けまして、国民健康保険運営方針を策定するため、市町の保険者、関係団体代表、県医療保険課で滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会を設置されております。その協議会の中に保険料税・保険財政、収納、資格・管理部会の3部会が設置されました。検討協議を重ね、8月23日に滋賀県国民健康保険運営協議会に承認を得て8月31日国民健康保険運営方針を策定されました。また、滋賀県国民健康保険保健実施計画(データヘルス計画)につきましても策定中でありまして、それにのっとり愛荘町でも第2期のデータヘルス計画を現在行っているところです。本日は第1期愛荘町国民健康保険保健実施計画の評価と第2期の進捗状況と運営方針の報告をさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。申しあげまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

3) 議事録署名委員の選出について

議長（会長）の指名により、中村公久委員、小杉格委員に決定

4) 第1期愛荘町データヘルス計画評価および第2期愛荘町データヘルス計画策定について

事務局説明の後、質疑・応答

- ・（委員）要受診者に対して後追いはしているのか。
- ・（事務局）要医療者の受診結果は様式があるので記入して病院や医院から返送してもらっている。
- ・（委員）データヘルス計画は愛荘町全体のデータをとっているのか。愛知川地区と秦荘地区のデータは分けているか。
- ・（事務局）データの分析は国保連合会のシステムを使用しているため、国民健康保険の方が中心となる。健診の受診率に関しては、愛知川地区と秦荘地区を分けて分析したことはあるが、その他に関しては分けて分析していない。
- ・（委員）特定健診の受診率が平成28年度50.4%、目標が55%と約4%目標を達成していない。これはなぜか。
- ・（事務局）未受診者の訪問の実施やなぜ受けないのかの調査もしている。治療中の方を健診に結びつけるのがなかなか難しい。
- ・（委員）今後、60%までもっていく目標か。
- ・（事務局）県下の目標も60%であり、目指している。
- ・（委員）60%以上を目指すことはないのか。
- ・（事務局）少しずつ上がってきている。60%に近づけていきたい。
- ・（委員）実際60%までいこうとしたら大変である。
- ・（事務局）国の特定健康診査等基本指針で市町国保は60%を目指すこととなっている。
- ・（委員）60%を目指す方策はあるのか。
- ・（事務局）年度の最初に受診の案内をし、2回目を9月、年明けに3回目の勧奨を行う。書面の作り方を工夫し、訪問して出会うことで受けようという気

持ちになっていただくことが大切である。

- ・(委員) J Aで特定健診を行うようになったので、少し受診者が増えた。
- ・(事務局) 少しずつの積み重ねが大事である。

5) 滋賀県国民健康保険方針について

事務局説明の後、質疑・応答

- ・(委員) 激変緩和措置は県が行うのか、町が行うのか。
- ・(事務局) 県が調整される。
- ・(委員) 愛荘町の保険税は低い方であるが、県が高い保険税設定をしたら、町民はそこまで負担しなければならないのか。
- ・(事務局) 最終的には5年間かけて県下統一金額にしようとしている。当分の間は激変緩和措置で県がもつ調整交付金を充てながらある程度均衡を見ていく。5年間は一般会計の繰り出しもやむを得ない。県下の平均をとって、高いところ低いところに激変緩和措置を行っていくという考え方です。
- ・(委員) 県統一化をしなければ、国保税が少なくて済んだのではと思う。
- ・(事務局) 一般会計からの繰り入れをしている県下の3市町は、国からのペナルティがかかる可能性がある。少しでも是正して、県下統一保険料にすることが激変緩和措置である。
- ・(委員) 今まで検討して徐々に上げてきたわけで、ある程度納得できる額になっている。
- ・(事務局) それを県は5年間かけてしようとしている。
- ・(事務局) 市町によって保険料が違う。愛荘町の保険料率を県が設け、あまりにも格差がある場合は激変緩和措置をとる。
- ・(委員) 激変緩和措置は5年間であるが、愛荘町は一般会計から補填してもらっているのだから、保険料を上げて当たり前とならないか。ペナルティがあると言われてるし、いつまでも一般会計に頼ってられないのではないか。保険料が上がるのが心配である。
- ・(事務局) 標準保険料率が出てきますので、そこに合わしていく形となる。国としては5年間猶予をあげるのである程度合わしてくださいという考えであ

る。

- ・(委員) 愛荘町は保険料が上がることになるのか。どの程度抑えられるのか。
- ・(事務局) 今のところ何とも言えない。1月末には確定する。
- ・(委員) 1月末に保険料率が決まるが、この協議会で設定金額に対して意見と言えるのか。
- ・(事務局) 県からの標準保険料率そのものは変更することはできない。一般会計からの補填等バランスをとっていくことになる。

6) 次回の開催日について

■ 次回開催日

平成29年12月初旬～中旬

7) 閉会